

二と 紀下102^p 未だかつてと2度ある 3,305^p-4/4 紀下101^p

五三八年の日仏教伝来の儀式には、
継体上皇の招待により、
西の大倭国（九州）の欽明天皇も重臣達と共に
馳せ参りておられた。思われぬ。
ここに天皇（継体上皇）は、聖明王の使者
に詔して、こう言われぬ。
「朕は昔から未だかつてこのような妙法を
聞いたことがない。けれども、朕一人では決定
するとはしない。群臣に一人一人お
尋ねになった。
「西の国が献ってくれた仏の顔は、端麗で
美しく、いままでに見たこともない。
国家として祀るべきかどうか、思う
ところを述べるかよい。」
蘇我大臣稻目宿禰は、仏教に理解を示して
こう言った。

552
538
14

あいの
相容村2

3.306 P-1/3

102P 秋津州 21581 井上(下)71 宇治谷下
礼拝 2297 神仏に礼拝元 2342 102P 45

「西の国の諸国は、皆、仏を礼拝しており
ます。日豊秋日本(日本書紀編纂)日
本國の意であろう(だけ)が、それに背く
べきではありません。物部大連屋輿と中
臣連鏑子とは、こう言うのだった。
「我が国家を統治される王は、
社稷の百八十神を、春夏秋冬お祭りに
なることをそのつとめとしておられます。
それなのに、今改めて蕃神(他神・仏神)を
礼拝されるならば、國神の怒りを招くで
しょう。二つの見解は平行線をたどり、互
いに決して相容れることがなかつた。(欽
明紀十三年十月条参照)
こうしたわけで、蕃神(他神・仏神)は、
先ず日辺日本國(近畿)だけで拝される
ことになった。
大倭國(九州)へ仏教が伝えられるのは、
この時から十四年後(五五二年)のこと
となる。

(*)

後述

538年③261^{2-2/4}

③261^{2-2/4} ③264^{2-1/2}
③264^{2-1/2}

③261^{2-2/4} ③264^{2-1/2}
③264^{2-1/2}

③261^{2-2/4} ③264^{2-1/2}
③264^{2-1/2}

③261^{2-2/4} ③264^{2-1/2}
③264^{2-1/2}

③261^{2-2/4} ③264^{2-1/2}
③264^{2-1/2}

再び日二朝時代へ

東の日本国（近畿）の人々は、二朝時代の復活を、執拗なまでに熱望していたのではなからうか。

また、西の日本国（九州）の朝廷は、仏教を全く受け入れようとしなかったのだろうか。想像される。

つまり、東西が一つにまとまらなかった、と解される。

そうしたことなどが原因で、継体上皇は、一旦、日二朝の世を廃絶して、一朝の世を現出されたものの、

止むなく、一朝の時代から、再び、日二朝の時代へ戻されたのであろう。

と想われる。

すなわち、先述のように、

神武天皇（継体天皇）と、大神の女媛（神武天皇の孫）との間に生れた、綏靖天皇（神武天皇の孫）の年である五三

耳命（神武天皇の孫）が、

3,306^p - 3/3

538年
④ 3226^{p-2/2}末
④ 3260^{p-6/6}
④ 3261^{p-2/4}
④ 3203^p

八年に、東の日日日本国に（近畿）の天子
と推察される。（第1表参照）第六十四章へ
蹈鞬五十鈴媛命（第6十五章へ綏靖天皇即位
迄の三年間の空位期間）について既述
てゆくや。と（第1表参照）
（第1表参照）

*

紀上248⁷ 募³ 元¹⁴⁹⁵ 思¹ 基¹ 元¹⁰¹²

3,307^P - 1/2

かえり 顧^み 368^二

紀上248⁷ 井上⁴ 222⁷ 宇治¹ 123⁷

そくせ 俗³³⁰⁸ 世¹⁸⁷

均等
始^は 馭^つ 天下^に え 天皇^{すめみこと}
■ 崇神十二年(五三九か)三月十一日^{125 241} 継^{つぎ}
体上皇は、俗界での余命が少^{すく}ないのをお悟^{さと}りに
な^なったからであらう⁷ 詔^{みことり}してこう言^いわれた。
朕^{われ}、初^{はじ}めて天位^{あまのつぎ}を承^うけ 宗廟^{くにみ}を保^{たも}つこ
とはできたか、しかし今顧^{いまかえり}みると、明^{あかり}も届^{とど}か
ないところがあり、徳^{とく}も及^{およ}ばないところがあ
った。
このため陰陽^{いんよう}が乱^{みだ}れ、寒^{さむ}土^{あつ}暑^{あつ}さは秩序^{ちつじよ}を失^{うしな}
い、疫^{えき}病^{びょう}がはびこり、百姓^{ひやくしやう}は災^{わざ}を蒙^{こうむ}っていた
しかし、いま罪^{つみ}を赦^{はら}い、過^{あやま}ちを改^{あらた}め
つく天神地祇^{てんじんちぎ}を敬^{うやま}い、また教^{おし}えを施^{ほどこ}して、荒^あ
れ狂^{くる}う人^{ひと}どもを安^{やす}く平^{たい}らかに治^{ちやう}め、兵^{へい}を起^{おこ}こ
して従^{したが}いぬる者を討^うった。
これにより、朝廷^{てうてい}は廢^{すた}れることなく、人^{じん}
民^{みん}で世^よを逃^{のが}れ、隠^{かく}れてゐる者^{もの}が^かりなくな^なった。
教^{きやう}化^かが行^やきわたり、人民^{じんみん}が生^{せい}業^{ぎやう}を樂^{たの}しむ
ようにな^なった。

1た え 978^P
慕う

3.307-3/2

はば え 1121^P
処々 所々

248^P

訳を重ねて

異俗もやって来る。海外から帰化する人も

ある。云々^L ^{第46表}

と仰せられた。崇神紀十二年三月十一日条

参照)

■なお、日本書紀^上において、

「崇神紀十二年条以前に、外国人の来朝や、
帰化に関する記事は無い」

という。(「日本書紀^上」日本古典文学大系

岩波書店、二四八頁、注十一参照)

・この物語では、

へ本来の崇神天皇の記事中の処々に、そつ

と、継体上皇(神武上皇)にまつわる記事を

混在させているの^{うう}✓

と解したい。

■継体上皇はいま、夢か現か定かでないおほ

ろな黎明の光の中にあって、輝やかしい仏の

世界をお慕いになるのだった。

*

俗果 南3301 1/2 377

小林 791P 紀上248P 御筆

紀上213P 紀上248P 御筆 小林 791P 取108P (1608) = 御

小林 792P 紀上249P 注15 3.308

小林 792P 4068P

小林 1078P 5795

神武上皇（継体上皇）の鬱鬱とした容態は
思わしくなく、俗世を去りたいという気持
が日毎に強くなつていつた。

その年（五三九）の九月、神
武上皇はついに波瀾万丈の比の世、
生を終え、仏門へお入りになつた。

天神地祇は共に和やかで、風雨も時に順い、
百穀はよく実り、家々には物が充ち足り

天下は大いに平であつた。そこで稱して

日始、馭天下之天皇、
と、
號けたてまつて、
神日本磐余彦火

甲辰朔、己丑条、神武紀元年正月一日条、
照

甲辰朔、己丑（四十六日）とあるが、
「崇神紀十二年九月の甲辰朔は誤り。長

暦によれば、この月は甲戌朔、己丑は十六日

である。

という。（「日本書紀」上）日本古典文学大系

岩波書店、二四九頁、注十五参照）

(註) 己丑は、9月46日になる？

3,309^p - 1/4

大カン 2482² 馬 氏 治
 187¹ 馬 氏 治
 213¹ 馬 氏 治
 248¹ 馬 氏 治
 248¹ 馬 氏 治

と尊称して、いるのだらう、と思われ、(「大
字典」上田万年「講談社」(肇)「馭」(参照))

・ただ単なる誤りなのであろうか。
 ・しかし、こんなにも大切な日を誤る筈はあ
 るまい、とも思われる。
 ・向筆かの意図を、錯誤があるのかも知れない。
 ・もしかいたら、
 (1) 崇神十二年九月一日（甲戌朔）の十六日（己未）
 (2) 神武上皇（継体上皇）が出家された実際の
 年の九月一日（甲辰朔）の十六日（己未）
 の両日を、あえて混在させているのかも知れ
 ないが、定かでない。
 ④ また、察するところ、
 ① 飛鳥から言われている通り、崇神天皇が、倭国の本来の建国
 者（肇国者）であった。
 ② ところが後代、神武上皇（継体上皇）が、
 曰く「仏教」という世界観を我国に始めて導入さ
 せた、
 と想到される。
 ⑤ そこで、曰く「日本書紀」は、
 (1) 崇神天皇を稱して曰く「御肇国天皇」
 (2) 神武天皇を稱して曰く「始馭天下元天皇」
 「始馭天下を馭めた（治めた）天皇」
 と尊称しているのだらう、と思われる。（「大

3,309^p-3/4 1字アキ

1字アキ

1字アキ

因みにバベルと

① 「佛は梵語 Buddha の音に假借して、ホト

ケ・釋尊・又釋尊の教の義に用いる

という。(「大字典」講談社「佛」参照)

② Buddha-gaya (仏陀伽耶) は「現在 Bodhgaya (ボートガヤー) と呼称されている」

③ また

付「ホトケ」は「仏の転」
「ホトケ」は「仏の語源」
「ホトケ」は「仏の語源」

諸説がある

という「仏陀伽耶」は「ボート

「ホトケ」は「仏陀伽耶」

「ホトケ」は「仏陀伽耶」

道

「仏教」は「今」端緒に「いたばかりであった」

*

「それでは」ホトケの末尾の「ケ」につ

いて考察してみよう

「末尾に」ケ「か」つく言葉には「例え」

「空け・おちやうけ・白け・ちっぽけ・へべれけ」

その初、親が
「ホトタライスモ」の
名作詩をよめる
第3巻の第28頁

ふどうは
不道化(変ふじや)
ほやけ(火焼け)
晩め付け

まぬ は は ひょう
間抜けお化け 怪け
朝ぼらけ 託け ずこけ
物の怪 妖怪 H28.5.23

無礼(ふしや)おどろ
「たきだす花」金野見た
ひやけ(る)

コクヨ ケー20 20×20

H30(2018)8.24(金)~8.25(4回)
令和2(2020)12.29(火)~12.30(4回)

令和2(2020)12.29(火)~12.30(4回)

朴(全) 付付付付

12/30 T 12/29
12/29

$$3,309 - \frac{4}{4}$$

紀上 212^P
= 4

去ト建ス

(4) 3304

$$\begin{array}{r} 539 \quad 697 \\ 471 \quad -1 \\ \hline 68 \quad 68 \end{array}$$

電 木 竹

7261836

端緒 141

大カニ7P
407

お上り

元 P

102
125
127

弘、

045
SP

[illegible]

井上(上) 237^P
宇治(上) 133^P
紀(上) 265^P

かいねえ
怪力 364^P

3,310^P - 1/2

田 3312^P - 2/2

のみのすくね
野見宿禰

それは、^{天皇}垂仁七年に相当する^{天皇}欽明七年

のことであったろうか。(第1表参照)

① ^{日本書紀}帝説^上上宮聖徳法王帝説^{の記述通り}

に欽明元年が五三一年ならば、欽明七年は五

三七年、

② ^{日本書紀}の紀年によれば、欽明七年は

五四六年、

である。

どちらなのかは、分らない。(以下、垂仁

紀七年七月七日条参照)

■ ある日^{たぎまのむら}と^{側近の者が奏上し、}

「^{たぎまのむら}當麻邑に、勇猛な人があります。當麻^{たぎまのむら}蹴

速^{はや}といひまいて、その男は力が強く、角を毀

したり、曲かっている^{かま}鉤^{かま}(兵器の名)を伸

たりしています。この怪力の男當麻^{たぎまのむら}蹴速^{はや}は、

いつも衆人の中で語って、

四方をさかしても、私の力に匹敵するも

和名抄 661

紀上 265 注 32
地名

3,310^P - 2/2

紀上 42^P 履中前紀

紀上 265 注 32
和名抄 149^P 加豆良木^{かづらぎのこ} 乃毛

前頁 15 所 あり

この物語では、
という記載がある。(第19回参照)
肥後国益城郡當麻^{ひごのくに えきぎょうぐん とうま}と見え、古くはタキマといつた。延喜神名式に當麻都比古神社、當麻山口神社あり、現在の曰當麻寺^{とうまでら}で知られている。當の音^{おん}を tagi にあてたもの^Lといふ。(日本書紀^L 上) 日本古典文学大系 岩波書店、二六五頁、注三三参照)
かし一方、和名抄には、
通常、大和国葛下郡の曰當麻^{たぎまのむら}邑^{むら}は
と申し上げた。
と考へられてゐる。(第18回参照)
とあるが、履中即位前紀に^{ふちゅう} 多磨^{たが}摩^ま、履中^{ふちゅう} 記^きに
當麻^{とうま}と見え、古くはタキマといつた。延喜神名式に當麻都比古神社、當麻山口神社あり、現在の曰當麻寺^{とうまでら}で知られている。當の音^{おん}を tagi にあてたもの^Lといふ。(日本書紀^L 上) 日本古典文学大系 岩波書店、二六五頁、注三三参照)
かし一方、和名抄には、
通常、大和国葛下郡の曰當麻^{たぎまのむら}邑^{むら}は
と申し上げた。
と考へられてゐる。(第18回参照)
とあるが、履中即位前紀に^{ふちゅう} 多磨^{たが}摩^ま、履中^{ふちゅう} 記^きに

82上266¹⁵斤
" 270¹⁵末3行
③260¹⁵2/6~3/6

珍房 ③3189¹⁵

3,311¹⁵-1/3

82(上)266¹⁵

へ肥後国益城郡當麻に、當麻蹶速が住んで
いた。と仮定してみたい。

米

欽明天皇は、そう聞くと、群卿に詔し

朕は、當麻蹶速が天下の力士だと聞いた
これに比ぶ者が有るだろうか

と仰せられた。

すると、ひとりの臣が進み出て、申し上げ

「私は、出雲国に野見宿禰という勇士が

いる、と聞かれています。試に、是の人を召し
て、當麻蹶速と取り組ませてみたらいかか

でしょうか

と言った。(倭直)

即日大倭直の祖長尾市を遣して、野見宿禰
をお呼びになった。

しにろ
四股 959

紀上266

3.311^P - 2/3

紀上266
3260^P - 3/6

紀上270
3260^P - 3/6

紀上190

3260^P - 3/6

な お、
(1) 神武即位前紀に、
珍彦（椎根津彦）は、倭直部の始祖な
り
(2) 垂仁紀二十五年三月条に、
大倭直の祖長尾市宿禰に命せて、大倭大
神（倭大神）を祭らむ
とある。第六十五條へ大田根子（天下に探し求む）の項において既述
*長尾市は、欽明七年（西の大倭国）に居たのかも知れない。
このうーたわけで、
野見宿禰は、現在の出雲国から、西
の日本大倭国（九州）の都へやってきて、當
のであらう。
ついに、七月七日の対決の日を迎えた。
二人は、相対して立ち、それぞれ四股を踏
人だ。勝負は激烈を極めた。野見宿禰は、當
摩蹠速のあばら骨を蹠み折いたばかりか、其の腰
も踏み折さば殺してしまつた（第421回参照）
て野見宿禰に与えられた。
摩蹠速の土地は没収され、すへ

3.311と3/3

頁の上半分に、はみ出し
大きく載せたい。

紙と266°
1637-3/3 怪談のヌメウ



1304 半字Pキ

1409

第421回

たぎの ぎの へる はや
當摩 蹶速と

のみのすくね
野見宿禰との相撲

【大和名所図会】

紙と266°

『図説 古事記』石井正己、河出書房新社、2008年6月30日発行、86頁参照、352°

3.312^p

④ 全
さけたい

④ 3002^{p/q}
14世紀

④ 2519-1/3
十四世紀
4/11 ④ 2999^{p/q}

④ 2518^p 1/3
④ 2512^p 1/3
④ 2517^p 3/5

紀上266^p
こと

野見宿禰は、そのまま大倭国に留まって仕

えることになった。

■ なお、野見宿禰については、

・第四十一章へ天徳日命へ高皇產靈尊への

項

・第五十二章へ殉死。殉死の禁への項
において述べたので、参照したきたり。

*

552 82
471 1
81 81

紀下46

3,313^P-1/4

前にはたたとあり ③3305^P-1/4 457

③3309^P-3/2 「先述のうた」 ちょっと前に用いた

継体上皇（神武上皇）の薨去

これまで幾度も述べたとおり

先述のうたに

へ継体上皇は、長寿を保って下 八十二歳

の時に薨去された（な）のであろう

と拝察される。（第六十五章へ始「天下元天

皇」の項他において既述）

継体紀の末尾に、

「二十五年の春二月に、天皇、病其し

「丁未に、天皇、磐余玉穗宮に崩りましぬ

「時に、年八十二

と記されている。

明言は出来ないものの

へ継体上皇は、四十七年に出生され、五五

二年に八十二歳で崩御された

（第一表参照）

*

ほうそん 宝祚2019 天皇の御
ほうたい 奉体2020 神武天皇の御
ほうやく 奉祝2016 祝奉る20
かいしん 佳日405 おき日
紀上213

3.313^{p-3/4}

こつぎん 鶏等733 天子のお守りめ
せい 聖1221

3040^{5/6}

とこ37 3324

必要

ところで、先に、
へ継体天皇（神武天皇）と、山城国の日賀
茂神社との間には、深い関りがあるの
ろう
と、いうことは、述べた。（第五十四章）
へ上賀茂神社・下賀茂神社の項において既
述）
さらに、この賀茂神社では
格段に神武天皇を尊崇しており、特筆される。
紀元祭に
神武天皇が大和の橿原宮で即位の大礼を挙
げられた紀元元年一月一日は、二月十一日に相
当する。その佳日を奉祝し、鴻業を仰ぎ
奉り、永く聖旨を奉体し、宝祚の無窮と国家
の繁栄とを祈願する。
（太陽暦の四月三日）
神武天皇祭遥拝式に
神武天皇崩御の日、大和の畝傍東北陵で
祭儀が行われる時に、神武天皇の御威徳
を思ひ奉って、畝傍東北陵を遥拝する。

という。へ「賀茂別雷神社由緒略記」賀茂別

■賀茂神社では、

へ継体天皇（神武天皇）こそ、極めて重要な意味を持つ、大切な祖先である。✓

と考えると敬意を表わし、日紀元祭^{キゲンさい}と日神武天皇祭^{ニチカミミコ}遥拜式^{テウハイシキ}ととり行うのであろう、と想

到される。

■なお、関晃氏は、

「古代（の文献）において、朝廷で神武天

皇を特別に尊重する儀礼・慣行等が見い出され

ない。ということを理由に、神武天皇の存在を消極

視している。（「日本書紀」上）日本古典文学

大系、岩波書店、五七七頁、補注三―四参照）

■五世紀末から六世紀半はにかけての頃の本

来の「神武天皇」つまり継体天皇を、朝廷にお

いて特別に尊重する儀礼・慣行等は、そもそも

も存在しなかったのだろう。

次頁一行

H31(2019)3.17(日) ~ 3.17(3回)
令和2(2020)4.1(水) ~ 4.2(4回)

3.313^P-4/4

③3040^P

おとみなし
日本書 260' 左上
③3041 2/2 2行「神武」

ゆえん 22251^P
由縁 中カ

1/2 下 1/2

八神武天皇(継体天皇)かおりでになった
からこそ、後代の天皇および朝廷がある✓
というべきである。
■神武天皇(継体天皇)を慕う歴代の朝廷は
神武天皇に由縁の深い賀茂神社を、
「伊勢神宮に次ぐ神社である」
と見做し、崇拝した。のち、その
と推察される。(第五十四章へ上賀茂神社。
下賀茂神社)の項参照)

*

前頁末3行

紀下276^p6行 孝徳 3313^p-1/4
紀下102^p 領明 25年2月 25

3,314^p-1/2

3273^p 帝統 538年
聖明王の在位 523~554年
三田史記 II-367^p

3273^p 帝統 538年
偶然 613^p
哀悼 5^p

日四日本口への仏教伝来
3300^p-1/2

日大倭国^{やまとのくに}に(九州)への仏教伝来

それは、単なる偶然^{ふうぜん}であつたのだ^たろうか。

それはとも、四月九日(記)に

継体上皇(神武上皇)がお亡くなりになつたという知らせを聞いた百濟の聖明王(在位五二三~五五四)は、哀悼の意を表わすた

め同年、欽明天皇が都しておられる日大倭国^{やまとのくに}に(九州)へも仏像をもたらした[✓]ということであつたのだ^たろうか。

ともあれ、日大倭国^{やまとのくに}にの都(当時の首都)に正統に仏教が伝えられたのは、

継体上皇(神武上皇)が薨去された年、つまり五五二年の十月のこと^たつた[✓]と解してみたい。(第一表参照)

十月条。孝徳天皇の大化元年八月八日条参照

3314^P-2/2

427^{OK} 紀下276⁵行

同文⑦3303^P-2/2 ⑧3300^P-1/2
紀下100 12行へ
427^{OK}

とある。

*

(1) なお、欽明紀十三年(五五二)十月条に「
百濟の聖明王、西部姫氏達率怒咄斯致契
等を遣して、釋迦佛の金銅像一軀、幡蓋若干回
經論若干卷を献る。云々」
と記されている。(第六十五章へ日刃日本
国にへの仏教伝来の項において既述)
(2) また、孝徳天皇大化元年八月八日条に「
磯城嶋宮御宇、天皇(欽明天皇)の
十三年(五五二)の年中、百濟の明王(聖
明王)が佛法を我が大倭に伝へ奉る云々」
とある。

太いゴキ

(箕子の子孫か)

③3305^二-4/4
紀下102^二35行

3,315^P-1/2
③3305^P-4/4
紀下102^二65行

念仏三昧 932^二 修行 1058^二
③3306^P-1/3
105行

もつとも、番神（仏神）を祀ることにつ
て、欽明天皇は苦悩され、また慎重に気を配
られたようである。
父王の場合は、天子の位を退いてから念
仏三昧の修行に入られたのだった。だから、
我国在来の神々も心大らかにお許しになった
のであらう。
天子の位にあり、我国古来の百
八十神を祭るべき重責を負う身であれば、
他神をお祭りすることはかなわぬこ
のであろうか。
欽明天皇の胸中の仏に慕う御心は疼い
た。
いか、欽明天皇は、
自ら決めることはすまい。
と仰せられ、群臣一人一人に口禮ふべきや不
やを尋ねになった。
蘇我大臣稻目宿禰は、
西の国の諸国は、皆、仏を礼拝しており

紀下102^p 65

3,315^p - 2/2

紀下102^p 注9の元興寺縁起
紀下102^p 注10 他神 682-240末 526
3317^p 1/3 余臣紀下102^p 注7

ます。我が国だけ、どうして背け
ましようか

と言った。

しかし、余臣等は、

それはあまりにも恐れ多いことではござい

ます。我が国は、天社国社百八十神をこそ、

こゝまで礼奉りてまいりました。今改めて舊

神を拝んだりますれば、恐らく、我等が国神

の御心はお恐りになるであらう。決し

て、他国神など礼拝なさいませぬように

と申し上げた。(「元興寺縁起」。「日本書

紀」の日本古典文学大系、岩波書店、一〇二

頁、注七と九を参照)

✕

■そこで、欽明天皇は、

「我が国が百八十神を祭拝するは、従来通

りであつて変りはない。しかし今、仏神を拜

みたいと情願う稲目宿禰に、この仏像を授

紀下102^p 79下

3306^p 1/3 109 仏と神

紀下102^p 35下

3301^P
紀下92^P

3,316^{P-1/2}

3312^{P-1/3}

ひざまつ 跪く

版後 3465^{P-1/2}

紀下102^P
8行

次頁から

ハ欽明紀六年九月是の月条に記されてい

すなわち、

と思われ。

だったのであろう

大きなものでなく、手で持てる程の大き

ハ大臣稻目宿禰が拝受した仏像は、あまり

この書から推察すると、

というのである。

ハ大臣稻目宿禰は、跪いて（仏像を）受け

とった

とった

ハ大臣稻目宿禰は、跪いて（仏像を）受け

とった

とった

と記されている。（欽明紀十三年十月条）

ハ大臣跪受而忻悦ス

ハ大臣跪受而忻悦ス

ハ大臣跪受而忻悦ス

けとると、無上の喜びにひたった。

ハ大臣稻目宿禰は、その尊い仏像を跪いて受

と仰せられた。

ハ大臣跪受而忻悦ス

ハ大臣跪受而忻悦ス

ハ大臣跪受而忻悦ス

H30(2018) 8.20(土) ~ 8.26 (4回)

IF

→ H4 10.19(日) ⑤
H28.4.13(日) ⑤

3,316^{P-2/2} ⑤ 3318°

紀F102°8分

紀下92°13分

紀F102°8分

⑤ 3301°

日大六の佛像(一)立てば身長一丈六尺になる
大ききの釈迦の座像(一)が、欽明天皇に奉られ
これが箱目宿禰に授けられた
という歌ではあるまいや
① 欽明紀六年条の「日大六の佛像」は、日辺日
本国(近畿)の大田田根子(継体上皇・神武
上皇)にもたらされた
② そして、欽明紀十三年条の「手に持てるほ
どの重さの仏像」は、大倭国(九州)の欽明
天皇に奉られ、箱目宿禰が跪いて受け
とった、
のであろうと想察される。

*

紀下102 未4行 豊日（味）はく（と） 3515-3/2
 紀下102 未5行 井上下7 31
 紀下102 3.317-1/3
 同文 3318 同4
 紀下102 10行 井上下71~72 宇合下31
 小笠田 912か 4325 3836-1/2
 紀下102 喜捨 528 468 5行
 紀下102 井上下71 3318-4 6行
 紀下102 3465-1/2

以下のように記されてゐる。
 欽明紀十三年（五五二）十月条には

蘇我大臣稻目宿禰は、
 小松山（小笠田）に相当する所（みどり）に

北岸のタクマガ原（か）の家に安置し、一心に悟りの

ための修行をした。
 また、向原の家を喜捨して寺とした。

流行し、人々が次々と死んでいった。

も、その水が永く流れて、手立てがなかった。
 物部大連屋嶋と中臣連鎌子は、共に奏して

こう言った。
 「あの時、私どもの意見をお取りあげにな

らなかつたので、このような病死を招いたの

です。今ならまだ遅くありません。元どおり

早く仏を投げ棄てて、後の幸いを求めるべき
 です。追って述べるように敏達天皇であらう

後文 敏達天皇か？

紀下 102 13行

3318-3/4 4行

3318-3/4 4行 概略

4577 読み

同、紀上393
② 2883 - 1/6

紀下102 注13

地名 1093^P

紀下102 注13 3.317^P - 2/3

紀下102 注12 ② #上(F) 72^P

44 (10.20 (2) ③

31^P

18.9.3

紀下102 注13 ③ 3465-1/2

「申すようにせよ」と仰せられた。そこで役人らは、仏像を難波の堀江に流し捨てた。また、寺に火をつけ、余すところなく焼きつくした。するとこの時、天に風も雲も無いのに、わかに大殿の磯城島金刺宮に火災が起きた。

① 日向原は、飛鳥の豊浦村に在ったとされる。② 日向原寺は、後の日向豊浦寺（桜井寺）の前身とされる、という。『日本書紀』(『日本古典文学大系』岩波書店、一〇二頁注一三。『帝国地名辞典』太田為三郎、名著出版、八豊浦参照) それではここに、飛鳥の向原の家「向原寺」に安置されていた仏像が持ち出され、流し捨てられたとされる。『難波の堀江』について、考察してみよう。

● 仁徳紀十一年十月条に、
「宮（難波高津宮）の北の郊原を掘りて、

南の水を引き、西の海へ大阪湾へ入る。因
りて其の水を號けて堀江と曰ふ。
とある。第四十八章「南の水・北の河」の項、冒頭において既述
・そして通常、
「仏像は、この難波の堀江に流し捨て
られた」と考えられているようである。
だが、
△飛鳥の仏像を、わがわが難波まで運ん
でゆき、難波の堀江に流し捨てた。
幾分奇妙な感がある。納得に、
・そして一説に、
「ここにいう堀江は、大和の地にあつ
たのであろう」と日本書紀(下)日本古典文学大系
とある。岩波書店、一〇三頁、注一六参照。
・この物語において、
△役人らから、仏像を、
難波にも相当する所といえる川に流し捨てたの
たりの堀江に流し捨てたの
であろう。

稲目の死 紀下150^r 365^r 小林 342^r 3318-4/4 已略 491 紀下554^r 12 紀下102^r 喜捨に奉じた 井上(下) 7/末
 紀下128^r 1年おける 紀下554^r 3465^r 3.318-3/4 3317-1/3

と思われ。

また、前述の ~~女~~ ように、欽明 紀十三年

(五五二) 十月条には、概略、

大臣 稲目宿禰 が 向原 の家を喜捨して寺と

した。後、国に疫病が流行し、人々が次々

と死んだ。そこで寺を焼

き、仏像を難波の堀江に捨てたし

なつた。

とある。(既述) 元興寺縁起には、

① このところ、元興寺縁起 には、

「己丑年(欽明) 三十年にあたる五十九年」

稲目大臣薨已後、余臣等共計五、庚寅 年(五

七〇) 焼切堂舎仏像經教、流於難波江也」

と記されてゐる。

つまり、元興寺縁起によると、(きかけ)

(稲目の死(五六九)をその機縁とし、そ

の翌年(五七〇) 余臣らが堂舎等々を焼き

(仏像を) 難波江に流した

という。(「日本書紀」(F) 日本古典文学大系

岩波書店、一二八頁、注一。同五五四頁、補

4/67 209P

3317 1/3 209P

3,318 3/4

紀下150 19P 3480 2 16P

紀下150 21P 3319 1/2 16P

注一九一ニ参照

因とはいえ何と、欽明紀十三年（五五二）十

月条および元興寺縁起に記載され、事柄

とはほ同様の記事か、敏達紀十四年

（五八五）三月条にも見られる。

予め述べると、

敏達十四年（三月一日に、物部弓削守

屋大連と、中臣勝海大夫と、奏して曰さく、

何故にか臣が言を用ゐ肯へたまはざるや考

天皇（欽明天皇をさす。考は亡父の意）より

陛下に及るまで、疫疾流行りて、國の民

絶ゆべし。豈専蘇我臣が佛法を興し行ふに由

然（極めて明白であるの意）なれば、佛法

を断めよとのたまふ。三十日に、物部弓削

宇屋大連、自ら寺に詣りて、胡床に踞り坐り

其の塔を斫り倒し、火を縱けて燔く。并て

佛像と佛殿とを焼く。既に焼く所の餘の

佛像を取りて、難波の堀江に棄てしむ。是の

日に、雲無くして風ふき雨ふる。云々

し

3478^p
出書年 2009

御世、御代 2136^p

3318^p-4/4

3318^p-7/4
12行

3480^p
4165

3478^p

とある。(敏達紀十四年三月条参照)
すなわち、蘇我氏の寺を焼き、仏像を難波
の堀江に捨てたのは、
(1) 欽明朝の庚寅年(五七〇)のことであつた
のか、
(2) 敏達十四年(五八五)三月のことであつた
のか、
分らないわけである。
●両者のうち、一方が正しくて、他方が誤つ
ているのだろうか。
●それとも、同様のことが二度あつたのだ
ろうか。
●これはあえて言えば、
へ日本書紀の編纂者たちは、欽明朝および
敏達朝のそれぞれ御代の事柄を、
一つにつらねて、敏達紀
十四年三月条に配したのではなからうか
と思われず、
●尚、敏達紀十四年三月条に掲載されて
記事については、第十六章へ破仏の項
において考察したい。